

令和 8 年 6月16日 理事会報告

令和 8 年 6月25日 定時評議員会報告

(注) 本報告書における遵守状況は、ガバナンス・コード【第2版】を対象としている。

令和 8 年度 学校法人近畿大学ガバナンス・コード 遵守状況報告書

1. 「学校法人近畿大学ガバナンス・コード」の点検方針について

このたび、本コードへの遵守状況を自主点検し、その結果を公表する。点検に際しては、コンプライ・オア・エクスプレインの方針をとる。なお、本法人においては、学生、生徒、児童、園児（以下、「学生等」という。）・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーへの説明責任を十分に果たすため、「実施項目」以外の手段等によって「重点事項」を遵守している場合、その内容を公表する。

「基本原則」は、下位の「遵守原則」が全て「遵守」であるときのみ「遵守」とする。「遵守原則」は、「重点事項」、「実施項目」の方策・手段、または、それ以外の方策・手段により、遵守できている場合に「遵守」とする。「重点事項」が複数ある原則において、一部の「重点事項」が達成できていない場合は、「限定付遵守」、「重点事項」は概ね達成できているものの遵守とするには不十分な場合は「遵守不十分」、重要な点について遵守できておらず、遵守に向けた大きな改善や取組が必要な場合は「未遵守」とする。

2. 遵守状況の確認フロー

- (1) 各本部並びに担当部局における遵守状況の点検
- (2) 近畿大学経営戦略本部企画室において結果を取りまとめ、報告書を作成
- (3) 法人内稟議を経て、理事会及び評議員会へ遵守状況を報告
- (4) ステークホルダーへ公表（ホームページ上で報告書を公表）

3. 本コードへの遵守状況について

- (1) 基本原則及び遵守原則の遵守状況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	遵守	1 - 1	遵守
		1 - 2	遵守
2. 公共性の確保	遵守	2 - 1	遵守
		2 - 2	遵守
3. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3 - 1	遵守
		3 - 2	遵守
		3 - 3	遵守
4. 継続性の確保	遵守	4 - 1	遵守
		4 - 2	遵守

(2)「遵守原則」ごとの遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」
本法人は、私立学校としての多様な教育研究活動を実現するため、寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。
遵守原則1－1
本法人は、学生等、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、本法人の運営に関する理解を得られるようにする。
本法人の取組
本法人は、第2期中期計画（令和7年度～令和11年度）を策定し、学校法人近畿大学経営戦略会議（以下、経営戦略会議という。）を中心として各部署・学校・病院と連携しながら、教育研究、人事、財務等に関する施策を推進している。中期計画及び事業計画にはKPI（重要業績評価指標）を設定し、進捗管理及び見直しを継続的に実施するとともに、事業報告書を含めホームページ上で公表している。また、監事監査体制の整備及び法令遵守の徹底を通じて、透明性及び適切性の確保に努め、幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たしている。 以上の取組により、遵守原則1－1の遵守を実現している。
遵守原則1－2
本法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。
本法人の取組
本法人は、「学校法人近畿大学寄附行為」及び各種規程に基づき、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事の職務権限並びに組織運営体制を明確化している。また、経営戦略会議、理事会、評議員会及び各種会議体において、教職員、評議員及び学外有識者等の多様な意見を聴取し、相互の情報共有及び意見交換を通じて法人運営に反映する体制を整備している。さらに、法令遵守及び内部統制の強化を図るため、各種規程やガイドラインを整備するとともに、監事及び会計監査人との連携により、適正かつ円滑な業務執行の確保に努めている。 以上の取組により、遵守原則1－2の遵守を実現している。

基本原則「2. 公共性の確保」
本法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。
遵守原則2－1
本法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。
本法人の取組
本法人は、建学の精神及び教育の目的に基づき、長期ビジョン並びに中期計画・事業計画を策定し、教育研究活動を通じた人材育成方針を明確化している。また、各学部・研究科及び各学校において、「学位授与の方針」「教育課程の編成方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と教育課程との整合性を検証し、内部質保証体制及び外部評価等を通じて継続的な改善・向上に取り組んでいる。さらに、公開講座、科目等履修生制度及びリカレント教育の実施、外国人留学生の受入れや国際交流プログラムの推進等を通じて、多様な学びの機会を提供し、社会及び地域に貢献できる人材の育成に努めている。 以上の取組により、遵守原則2－1の遵守を実現している。
遵守原則2－2
本法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。
本法人の取組
本法人は、社会連携推進センターを中心として、地方自治体等との連携及び地域貢献活動を推進し、地域課題の解決や持続可能な社会の形成に取り組んでいる。また、各学部・研究所・センター及び各学校において、文化講演会、シンポジウム、フォーラム等を開催し、教育研究活動の成果を広く社会へ還元している。さらに、研究インテグリティ及び研究倫理を確保するための体制を整備するとともに、最先端の研究成果や地域活性化に関する取組を発信し、社会及び地域の発展に貢献している。 以上の取組により、遵守原則2－2の遵守を実現している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」
本法人は、私立学校の有する公共性に鑑み、健全な学校運営について、学生等、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。
遵守原則３－１
本法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。
本法人の取組
本法人は、「学校法人近畿大学監事監査規程」等に基づき、監事監査計画を策定し、理事会、評議員会及び経営戦略会議等との連携を通じて、適正な法人運営及び法令遵守の確保に努めている。また、監事、会計監査人及び監査室が相互に連携する三様監査体制を整備し、定期的な情報共有及び意見交換を実施することで、監査の実効性向上を図っている。さらに、学内外の専門家と連携できる支援体制を整備するとともに、教育研究活動及び法人運営に関する透明性と信頼性の向上に努め、社会及び多様なステークホルダーとの良好な関係構築を推進している。 以上の取組により、遵守原則３－１の遵守を実現している。
遵守原則３－２
本法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、学校で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。
本法人の取組
本法人は、「学校法人近畿大学寄附行為」及び各種規程に基づき、理事、監事、評議員及び学長の選解任手続き並びに職務権限を明確化し、その手続きの透明性及び公正性の確保に努めている。また、理事会、監事、会計監査人及び監査室による相互けん制体制並びに内部統制システムを整備し、理事の職務執行に対する監督機能の実質化を図っている。さらに、利益相反取引の承認手続き、研究インテグリティ及びコンプライアンス教育、公益通報制度、リスク管理体制等を整備するとともに、学内外の専門家と連携しながら、不正行為等の防止及び法令遵守の徹底に努めている。 以上の取組により、遵守原則３－２の遵守を実現している。
遵守原則３－３
本法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。
本法人の取組
本法人は、「学校法人近畿大学における情報の公表に係るガイドライン」に基づき、寄附行為、財務書類、事業報告書、中期計画、認証評価結果及び外部評価結果等の情報をホームページ上で積極的に公表している。また、各部署に広報担当者を配置し、広報室を中心として情報の一貫性、更新性及びアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上に努めている。さらに、問い合わせ先を明示し、幅広いステークホルダーから意見を聴取できる体制を整備するとともに、事業報告書や財務情報については、グラフや表を用いるなど、理解しやすい情報提供に努めている。 以上の取組により、遵守原則３－３の遵守を実現している。

基本原則「４．継続性の確保」
本法人は、建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、学校における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。
遵守原則４－１
本法人は、教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、学校運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な学校運営を行うようにする。
本法人の取組
本法人は、「学校法人近畿大学寄附行為」等に基づき、理事会及び評議員会の適切な運営を行うとともに、開催前に議案を提示し、事前に意見を収集することで、多様な意見を学校運営に反映している。また、経済・産業・学術界の外部有識者や女性を理事及び評議員に登用し、多様性及び透明性の確保に努めている。さらに、グループウェア、説明会及び研修会等を通じて経営情報や財政状況を共有し、教職員の経営参画意識の醸成を図るとともに、電子決裁及び Web 会議システムを活用し、効率的かつ継続的な学校運営体制を整備している。 以上の取組により、遵守原則４－１の遵守を実現している。
遵守原則４－２
本法人は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。
本法人の取組
本法人は、中期計画に基づき、収入の多様化及び支出の合理化を推進し、KPI（重要業績評価指標）を設定することで、強固な財政基盤及び持続可能な経営基盤の確立に取り組んでいる。また、研究推進委員会を中心として、外部研究費、寄附金及び産学官連携による外部資金の獲得を推進するとともに、研究シーズや成果を積極的に発信している。さらに、資産運用委員会による適切な資産運用、事業継続計画（BCP）の策定、情報セキュリティ及びリスク管理体制の強化等を通じて、教育研究活動の継続性及び安定的な学校運営の確保に努めている。 以上の取組により、遵守原則４－２の遵守を実現している。